

大阪府建築部測量・建設コンサルタント業務等
条件付一般競争入札（実績申告型）評価基準等取扱基準

（目 的）

第1条 大阪府建築部測量・建設コンサルタント業務等条件付一般競争入札実施細則第1第5項に基づいて、条件付一般競争入札（実績申告型）により発注する建設コンサルタント業務等の委託（以下「委託業務」という。）の評価基準等の取り扱いについて必要な事項を定める。

（評価基準等）

第2条 実績評価基準は、評価項目、配点、評価基準点について、委託業務の内容により別表を基本とする。

（参加資格）

第3条 入札参加資格として、実績申告書により申告する評価点の合計が評価基準点以上であることを条件とする。

（事後審査）

第4条 事後審査は、落札候補者が作成した実績申告書により行う。

附則

この基準は平成28年2月1日から施行する。

附則

この基準は令和2年3月1日から施行する。

附則

この基準は令和3年4月1日から施行する。

ただし、【別表 実績評価基準】のうち、「府民福祉の推進に寄与」に関する項目については、令和3年7月15日以降公告案件より適用する。

附則

この基準は令和3年11月1日から施行する。

【別表 実績評価基準】

1 一般建築（設計）

(1) 基本計画策定業務

評価項目		評価基準	配点		基準点
企業の技術力	業務実績（過去15年間）	実施設計業務実績を種別・規模で評価	6	/6	
			5		
			4		
	大阪府における設計業務成績評定点（過去5年間）	80点以上	8	/8	
		75点以上 80点未満	4		
		70点以上 75点未満	0		
65点以上 70点未満		-4			
65点未満		-8			
実績無し	0				
配置予定技術者の技術力	資格及び取得後の年数	管理技術者	一級建築士取得後の年数を評価	5	/12
		主任技術者(意匠)	一級建築士又は二級建築士等の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	4	
		主任技術者(構造)	構造設計一級建築士資格の保有の有無及び一級建築士の資格取得後の年数を評価	3 (※)1	
		主任技術者(電気)	設備設計一級建築士、一級建築士又	(※)1	
		主任技術者(機械)	建築設備士等の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	(※)1	
	業務実績（過去15年間）	管理技術者	実施設計業務実績を種別・規模・携わった立場で評価（各2件を評価）	10	/24
		主任技術者(意匠)		8	
		主任技術者(構造)		6 (※)2	
		主任技術者(電気)		(※)2	
		主任技術者(機械)		(※)2	
府民福祉の推進に寄与	障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	2	/2	
合計			50		35

※電気・機械主任技術者を配置する場合

R3.7.15以降公告からは、52点

- ・「府民福祉の推進に寄与」に関する項目については、令和3年7月15日以降公告案件より適用する。
- ・若手技術者とは、公告日において満40歳以下の者とする。

(参考)

○実績申告型を適用しない一般建築の事例

「大阪府和泉警察署外1件新築工事計画条件検討業務」（令和2年3月26日公告）

業務種別：その他

例外理由：業務内容が条件調査に特化され、通常の基本計画とは異なるため。

備考：公募プロポへの参加制限なし（基本計画であれば、参加制限あり）

1 一般建築（設計）

(2) 基本・実施設計業務（一般）

評価項目		評価基準	配点		基準点	
企業の技術力	業務実績 (過去5年間)	基本又は 実施設計業務	実施設計業務実績を種別・規模で評価		/6	
			6			
			3			
	大阪府における設計業務 成績評定点 (過去5年間)	80点以上		8	/8	
		75点以上 80点未満		4		
		70点以上 75点未満		0		
		65点以上 70点未満		-4		
65点未満		-8				
実績無し		0				
配置予定技術者の技術力	後の年数 資格及び取得	管理技術者	一級建築士取得後の年数を評価		4	/11
		主任技術者（意匠）	一級又は二級建築士等の資格保有及びその資格取得後の年数を評価		4	
		主任技術者（構造）	構造設計一級建築士資格の保有及び一級建築士資格取得後の年数を評価		3	
	業務実績 (過去15年間)	管理技術者	実施設計業務実績を種別・規模・携わった立場で評価（各2件を評価）		10	/25
		主任技術者（意匠）			10	
		主任技術者（構造）			5	
府民福祉の推進に寄与	障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	2	/2		
合計			50		35	

主任技術者（意匠）に若手技術者を配置した場合、CPD 取得単位数に応じて評価。ただし、得点は右記の配点を上限とする。

R3. 7. 15 以降公告からは、52 点

- ・「府民福祉の推進に寄与」に関する項目については、令和3年7月15日以降公告案件より適用する。
- ・若手技術者とは、公告日において満40歳以下の者とする。

2 府営住宅（設計）

(1) 基本計画策定業務（建て替え）

評価項目		評価基準	配点	基準点	
企業の技術力	業務実績 (過去15年間)	基本又は実施設計業務	計画規模以上	3	/3
			計画規模の8割以上（計画規模）未満	2	
			計画規模の6割以上計画規模の8割未満	1	
			計画規模の6割未満	0	
		まちづくり基本構想策定業務等	5ha以上	3	/3
			3ha以上5ha未満	2	
			1ha以上3ha未満	1	
			1ha未満	0	
	大阪府における設計業務成績評定点 (過去5年間)	80点以上	8	/8	
		75点以上 80点未満	4		
		70点以上 75点未満	0		
		65点以上 70点未満	-4		
		65点未満	-8		
実績無し		0			
配置予定技術者の技術力	後の年数 資格及び取得	管理技術者	一級建築士取得後の年数を評価	4	/11
		主任技術者（意匠）	一級又は二級建築士等の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	2	
		主任技術者（まちづくり）	技術士及び一級建築士の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	5	
	業務実績 (過去15年間)	管理技術者	実施設計業務実績を種別・規模・携わった立場で評価（各2件を評価）	10	/25
		主任技術者（意匠）		5	
		主任技術者（まちづくり）		10	
	府民福祉の推進に寄与	障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	2	/2
合計			50	35	

主任技術者（意匠）に若手技術者を配置した場合、CPD 取得単位数に応じて評価。ただし、得点は右記の配点を上限とする。

R3.7.15以降公告からは、52点

- ・「府民福祉の推進に寄与」に関する項目については、令和3年7月15日以降公告案件より適用する。
- ・若手技術者とは、公告日において満40歳以下の者とする。

2 府営住宅（設計）

（2）基本設計業務（住宅：建替え）

評価項目		評価基準	配点			基準点	
			軽微な 変更	3ha 未満	3ha 以上		
企業の 技術力	業務実績 (過去15年間)	基本又は実施 設計業務	計画規模以上	6	4	3	/6
			計画規模の8割以上、計画規模 未満	3	2	1.5	
			計画規模の6割以上、計画規模 の8割未満	0	0	0	
		まちづくり基 本構想策定業 務等	3ha以上	/	2	3	
			2ha以上3ha未満		1.4	2	
			1ha以上2ha未満		0.7	1	
			1ha未満		0	0	
	大阪府における 設計業務成績評定点 (過去5年間)	80点以上	8			/8	
		75点以上 80点未満	4				
		70点以上 75点未満	0				
65点以上 70点未満		-4					
65点未満		-8					
実績無し		0					
配置予定技術者の 技術力	資格及び取得後の 年数	管理技術者	一級建築士取得後の年数を評価	4	4	4	/11
		主任技術者 (意匠)	一級又は二級建築士等の資格 保有及びその資格取得後の年 数を評価	4	3	2	
		主任技術者 (まちづくり)	技術士及び一級建築士の資格 保有及びその資格取得後の年 数を評価	/	3	4	
		主任技術者 (構造)	構造設計一級建築士資格の保 有及び一級建築士資格取得後 の年数を評価		3	1	
	業務実績 (過去15年間)	管理技術者	実施設計業務実績を種別・規 模・携わった立場で評価（各 2件を評価）	10	10	10	/25
		主任技術者 (意匠)		10	8	5	
		主任技術者 (まちづくり)		/	5	8	
		主任技術者 (構造)			5	2	
府民福祉の 推進に寄与	障がい者の雇 用状況	障がい者の実雇用率が法定雇 用率を超えている	2			/2	
合計			50			35	

R3. 7. 15 以降公告からは、52 点

- ・「府民福祉の推進に寄与」に関する項目については、令和3年7月15日以降公告案件より適用する。
- ・若手技術者とは、公告日において満40歳以下の者とする。

○「軽微な変更」に該当する住宅の変更基本設計の例

住棟の配置や活用用地等に影響がなく、配置技術者にまちづくりの技術力を必要としないもの。

- ・「大阪府営豊中新千里南住宅（建て替え）団地変更基本設計業務」（平成29年4月27日公告）
- ・「大阪府営堺若松台2丁住宅（建て替え）団地変更基本設計業務」（平成28年3月27日公告）
- ・「大阪府営堺竹城台4丁住宅（建て替え）外1件団地変更基本設計その他業務」（平成27年3月19日公告）
- ・「大阪府営吹田古江台住宅（建て替え）団地変更基本設計業務（その2）」（平成26年8月21日公告）

○実績申告型を適用しない住宅の変更基本設計の例

外構整備工事等のみの変更基本設計業務。

- ・「大阪府営岸和田大町住宅（建て替え）団地変更基本設計業務」（令和2年3月26日公告）
- ・「大阪府営堺新金岡2丁3番住宅（建て替え）外1件団地変更基本設計業務」（令和元年5月17日公告）
- ・「大阪府営吹田高野台住宅（建て替え）中ブロック団地変更基本設計業務」（令和元年4月26日公告）
- ・「大阪府営堺新金岡2丁3番住宅（建て替え）外1件団地変更基本設計業務」（令和元年4月26日公告）

2 府営住宅

(3) 実施設計業務（建替え）・耐震改修計画策定業務

評価項目			評価基準	配点		基準点
				建替	耐震	
企業の技術力	過去5年間 業務実績（過）	基本又は実施設計業務	実施設計業務実績を種別・規模で評価	6	6	/6
				3	3	
				0	0	
	大阪府における設計業務 成績評定点 （過去5年間）	80点以上		8	8	/8
		75点以上 80点未満		4	4	
		70点以上 75点未満		0	0	
65点以上 70点未満		-4	-4			
65点未満		-8	-8			
実績無し		0	0			
配置予定技術者の技術力	の年数 資格及び取得後	管理技術者	一級建築士取得後の年数を評価	4	4	/11
		主任技術者（意匠）	一級又は二級建築士等の資格保有及びその資格取得後の年数を評価	4	2	
		主任技術者（構造）	構造設計一級建築士資格の保有及び一級建築士資格取得後の年数を評価	3	5	
	業務実績（過去15年間）	管理技術者	実施設計業務実績を種別・規模・携わった立場で評価（各2件を評価）	10	10	/25
		主任技術者（意匠）	主任技術者（意匠）に若手技術者を配置した場合、CPD 取得単位数に応じて評価。ただし、得点は右記の配点を上限とする。	10	5	
		主任技術者（構造）		5	10	
府民福祉の推進に寄与	障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	2	2	/2	
合計				50		35

R3.7.15 以降公告からは、52 点

- ・「府民福祉の推進に寄与」に関する項目については、令和3年7月15日以降公告案件より適用する。
- ・若手技術者とは、公告日において満40歳以下の者とする。

3 工事監理業務

評価項目		評価基準	配点		基準点	
企業の技術力	大阪府における工事監理業務成績評定点 (過去5年間)	80点以上	6	/6		
		75点以上 80点未満	3			
		70点以上 75点未満	0			
		65点以上 70点未満	-3			
		65点未満	-6			
		実績無し	0			
配置予定技術者の技術力	資格及び取得後の年数	主任監督員(一級建築士)及び監督員(一級建築士または二級建築士等)資格種別及び取得後の年数を評価	4	/4		
		大阪府における工事監理業務成績評定点 (過去5年間)	80点以上	20		/20
	75点以上 80点未満		10			
	70点以上 75点未満		0			
	65点以上 70点未満		-10			
	65点未満		-20			
	実績無し		0			
	工事監理実績 (過去10年間)	現場に常駐する主任監督員又は監督員の建築工事監理実績を種別・規模・監理形態で評価(2件を評価)	20	/20		
	府民福祉の推進に寄与	障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	2		/2
	合計			50		

R3.7.15以降公告からは、52点

・「府民福祉の推進に寄与」に関する項目については、令和3年7月15日以降公告案件より適用する。

<成績評定点に関する留意点>

当該業務種別の業務成績評定点が複数ある場合は平均値(過去5年間)とする。

但し、過去2年間に通知を受けた当該業務種別の業務成績評定点が65点未満のものが有る場合は、65点未満として評価する。

「引渡し後に判明した瑕疵に対する文書注意及び評価への反映について」に基づく文書注意を受けた場合は、当該文書に記載している点数を減点したものを当該業務の成績評定点とみなす。